

# 第 22 期愛知海区漁業調整委員会

## 第 15 回 会 議 議 事 錄

令 和 5 年 3 月 27 日  
海区漁業調整委員会委員室



日 時	令和 5 年 3 月 27 日 (月) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 35 分まで			
場 所	海区漁業調整委員会委員室 (西庁舎 5 階)			
議 題	第 1 号議案 海区漁場計画について (諮問) 第 2 号議案 手縄第二種餌料びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について (諮問)			
報 告 事 項	太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について			
出 席 委 員	山下三千男 黒田 勝春 稲垣 芳樹 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 吉武 正康 小林 俊雄 榎原 満男 鈴木 輝明 小林 清和 吉田 和広 岩田 靖宏			
欠 席 委 員	長谷川桂子			
事 務 局 職 員	書記長 鈴木 照夫 主査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子			
農 業 水 産 局	水産振興監 岡田 元 水産課 岡本 俊治 " 柴田 晋作 " 堀木 清貴 " 原田 誠 " 市來 亮祐 担当課長 課長補佐 課長補佐 主査			

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、本日机上に配布しました報告事項の以上5種類でございます。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第15回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>第15回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案2件、報告事項1件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>第15回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。</p>

さて、3月も春分を過ぎまして、いよいよ春本番となってまいりました。

3月に入り順次潮干狩りも始まっておりまして、資源量は場所によって差はあるようですが、客入りもまずまずと聞いておりましたが、先週末はちょっと雨が降り、若干お客様が少なかったということです。

今年は、GW中に汐が引くということで、浜に活気が戻ることを期待しております。

本日の議題は、議案2件と報告事項が1件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局（鈴木）

ありがとうございました。

本日は定員15名のうち、13名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。

会長（山下）

私が議長を務めますので、よろしくお願ひいたします。

では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、柳原委員、吉田委員にお願いいたします。

ただ今より議事に入ります。

第1号議案の「海区漁場計画について」水産課から説明をお願いします。

水産課（黒田）

「海区漁場計画について」御説明いたします。

現在免許されております共同漁業権及び区画漁業権は、いずれも

本年8月31日をもって、存続期間が満了となります。

このため、昨年、春から夏にかけまして、関係漁協から現在の漁業権の行使の実態や将来計画等について調査を行ってまいりまして、それらを参考に、新しい漁業権の免許の内容となる海区漁場計画の案を作成いたしました。

海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬことが漁業法に規定されておりまして、今般、貴委員会の御意見を伺いたく諮問するものでございます。

資料の1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

#### 「諮問文朗読」

資料の2から53ページが、別紙となる海区漁場計画案でございます。

それでは、2ページを御覧ください。

海区漁場計画案、1公示番号、2漁場の位置、3漁場の区域、4漁業の種類、5漁業時期、8関係地区につきましては、次ページ以降の表のとおりでございます。

表左から、公示番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、漁業時期及び関係地区を示しております。

2ページにお戻りいただきまして、6存続期間につきましては、共同漁業は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間、区画漁業は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間としております。

7区画漁業権における個別漁業権又は団体漁業権の別につきましては、全て団体漁業権となります。

9その他漁業権の設定に関し必要な事項につきましては、共同漁業、区画漁業ともに「なし」としております。

次に、海区漁場計画案の内容についてでございますが、現行の漁業権と、今回の海区漁場計画案との変更点に絞って説明させていた

だきます。

お手元にある右上に資料1と書かれております「海区漁場計画案の主な変更点」を御覧ください。

共同漁業から御説明いたします。

1、近年操業実績がなく、今後とも操業計画がないため、削除又は変更した漁業権につきましては、(1)漁業権の削除はございません。

(2)既存の漁業権の漁業種類の削除につきましては、表のとおり13漁業権、延べ20漁業について削除を行いました。

次に、2、漁協からの要望を適當と認め、新たに設定又は変更した漁業権につきましては、(1)漁業権の新規設定はございません。

(2)既存の漁業権への漁業種類の追加につきましては、1から2ページに記載した18漁業権、延べ25漁業を追加する見直しを行いました。

これらは、従来から漁場に生息し、漁獲実態があるものに加えて、漁業権を設定して漁協が漁業の管理を行うことにより、漁業生産力の発展に資することが見込まれるものでございます。

カガミガイ及びカメノテにつきましては、これまで水産資源として利用は少ない魚種でしたが、近年市場からの需要の高まりを受け、新たな地先資源として積極的かつ持続的な活用が見込まれるところにつきまして、今回新たに設定しております。

また、アワビ及びナマコにつきましては、令和2年の漁業法改正で特定水産動植物に定められたことに伴い、漁業権や漁業許可等に基づく採捕以外は禁止となっております。

そのため、漁場に生息していることが確認されており、採捕する計画があるところにつきまして、今回新たに設定しております。

(3)漁場の区域の変更及び(4)漁業時期の変更につきましては、ございません。

(5)関係地区の変更につきましては、組合定款の変更に伴うもの及び漁協合併前の組合地区であった関係地区を合併後の組合地区

に統合して、漁場を一体的に管理するものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

区画漁業について御説明いたします。

1、近年操業実績がなく、今後とも操業計画がないため、削除又は変更した漁業権につきましては、(1)漁業権の削除は、現行の区第304号、わかめ養殖を削除としております。

(2)既存の漁業権の漁業種類の削除につきましては、表のとおり5漁業権、延べ5漁業について削除を行いました。

次に2、漁協からの要望を適当と認め、新たに設定又は変更した漁業権につきましては、(1)漁業権の新規設定は、区第137号、かき垂下式養殖を新設いたします。

(2)既存の漁業権への漁業種類の追加につきましては、表のとおり8漁業権、延べ8漁業を追加する見直しを行いました。

漁業種類は、かき垂下式養殖及びあさり養殖でございます。

県は、新たな増養殖技術の実証事業として、かき養殖及びあさり養殖の試験に取り組んでおりまして、その結果、収益性を含め今後の操業計画が立てられたところにつきまして、今回新たに設定することとしております。

(3)漁場の区域の変更はございません。

4ページに移りまして、(4)漁業時期の変更につきましては、4漁業権で、周年養殖であるかき垂下式養殖の追加に伴い、延長しております。

(5)関係地区の変更につきましては、組合定款の変更に伴うもの及び、漁場利用の変更に伴い、関係地区を縮小・整理するものでございます。

以上が、現行の漁業権からの主な変更点でございます。

なお、5ページに、参考として関係法令の抜粋を掲載しております。

お手元にある右上に資料2と書かれております「新旧対照表」を御覧ください。

左半面に今回の海区漁場計画案、右半面に現行の漁業権を記載しております。

変更箇所につきましては、赤字及び下線にて表記しております。

先ほど説明いたしました変更点以外に、漁場の区域に記載されている方位及び距離につきまして、一部変更している箇所がございますが、これは漁場区域の測り出しの基点である漁業権基標につきまして、一部基標の消失による再設置や、位置の精密測量の実施に伴う修正であります。区域自体に変更はございません。

また、漁場の位置や漁場の区域などの表記につきまして、一部修正をしております。

お手元にある右上に資料3と書かれた「漁業権図」につきましては、今回の海区漁場計画案に基づく漁業権図となっております。

以上で説明を終わりますが、この海区漁場計画案につきましては、漁業法の規定に基づく利害関係人からの意見聴取の結果を踏まえた内容であるとともに、海岸管理者、港湾管理者等の関係機関に事前協議をいたしまして、特に差し支えない旨の回答を得ております。

説明は以上となります。

御審議、よろしくお願ひいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、第1号議案については、公聴会で利害関係人の意見を聴いた上で、次回の委員会で採決をとります。

公聴会の開催につきまして、事務局から説明願います。

事務局（黒田）

それでは、事務局から公聴会の開催について、御説明させていただきます。

	<p>お手元の右肩に公聴会資料と書かれた告示案を御覧ください。</p> <p>漁業法第 64 条第 5 項の規定により、「海区漁業調整委員会は、海区漁場計画の案に対する意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならぬ」となっておりますので、公聴会を開催するものでございます。</p> <p>1 開催の日時及び場所につきまして、ご説明いたします。</p> <p>4月 18 日火曜日午後 1 時 30 分から、半田市にございます海苔流通センター 3 階、買受人控室で行う予定としております。</p> <p>2 案件につきましては、先程水産課から説明のありました海区漁場計画案についてでございます。</p> <p>3 公述の申出につきましては、公述申出書の提出期限を 4 月 11 日火曜日としたものでございます。</p> <p>4 関係図書の縦覧期間及び場所につきましては、案件の関係図書とは、海区漁場計画（案）を指しておりますが、公聴会開催までの間、県庁水産課、知多農林水産事務所水産課、西三河農林水産事務所水産課、東三河農林水産事務所水産課及び海区漁業調整委員会に備え置いて、閲覧することができるというものでございます。</p> <p>5 公述申出書の配布場所及び提出先につきましては、海区漁業調整委員会を定めております。</p> <p>以上が、公聴会に関する説明でございます。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（全員）	<p>質問もないようですので、公聴会の開催及び公示については、事務局の説明どおりで御異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

会長（山下）

異議なしの声がございましたので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、第2号議案の「手縄第二種餌料びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課（市來）

それでは「手縄第二種餌料びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明させていただきます。

海面における漁業の許可をしようとするときは、県漁業調整規則に基づき、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について公示する必要があり、公示にあたっては、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっております。

現在許可している手縄第二種餌料びき網漁業、まめ板餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業は、5月末に許可の有効期間の満了を迎えることから、許可の一斉更新にあたり、公示内容について諮詢するものであります。

1ページを御覧ください。諮詢文を朗読いたします。

#### 「諮詢文朗読」

2ページの別紙を御覧ください。表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を示しています。

いずれの漁業も許可の一斉更新であるため、制限措置である(1)漁業種類、(2)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、(3)船舶総トン数、(4)推進機関の馬力数、(5)操業区域、(6)漁業時期、(7)漁業を営む者の資格のいずれにも変更はございません。ここでは参考として、許可すべき漁業者の数及び申請すべき期間について御説明いたします。

	<p>まず、手縄第二種餌料びき網漁業の真ん中の欄、制限措置の内容を御覧ください。</p> <p>(2) 許可又は起業を認可すべき船舶等の数は、21隻としております。</p> <p>続いて、資料3ページ、まめ板餌料びき網漁業を御覧ください。</p> <p>真ん中、制限措置の欄、(2) 許可又は起業を認可すべき船舶等の数は、5隻としております。</p> <p>最後に、資料4ページ、空釣りこぎ漁業を御覧ください。</p> <p>真ん中、制限措置の欄、(2) 許可又は起業を認可すべき船舶等の数は、29隻としております。</p> <p>その右の列の申請すべき期間は、いずれの漁業においても、令和5年4月7日金曜午前8時45分から令和5年5月8日月曜午後5時30分までとしております。</p> <p>参考として5から10ページには、申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を示しております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（多數）	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長（山下）	<p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>(挙手全員)</p>

会長（山下）

ありがとうございました。

挙手全員と認め、「手縄第二種餌料びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることいたします。

次に、報告事項の「太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」水産課から報告をお願いします。

水産課（原田）

水産課の原田です。

お手持ち資料の1ページを御覧下さい。

3月15日に第39回太平洋広域漁業調整委員会が開催され、本県から鈴木委員がwebで出席されました。なお、水産課もwebで傍聴しておりますので、私から結果を説明させていただきます。

今回の委員会では資料にある(1)から(3)の3つの議題がありましたが、本県に関わりのある議題(1)の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について報告させていただきます。

遊漁によるクロマグロの採捕は、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づき、規制されていますが、令和5年3月末で現在の指示の有効期間が終了します。そのため、今回の委員会指示は、その後継措置として発出されるものです。

資料の下線部が前回の指示から変更された部分になります。

具体的な指示の内容については、(1)ア30キログラム未満の小型魚については、遊漁者による採捕が引き続き禁止されます。

イ30キログラム以上の大型魚については、遊漁者による採捕は1人1日あたり1尾までとなっており、採捕した場合には引き続き重量等を水産庁へ報告する必要があります。採捕してからの報告期日は、従来では10日以内だったものが、5日以内に短縮されます。

また、期間ごとで定められた数量を超える恐れがある場合には、その期間の採捕が禁止されます。

指示の有効期限は、令和5年4月1日から令和6年3月末までと

なっており、TACの管理期間に合わせて変更されております。

この太平洋広域漁業調整委員会指示第44号については、出席委員全員の賛成により可決され、委員会開催同日の3月15日付けで発出されております。

なお、(2)の議題の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示は、キンメダイ底刺し網漁業の承認に関するもので、本県に関係する内容ではないこと申し添えます。

2ページ以降は会議資料からの抜粋を載せておりまして、2ページから5ページまでについてはクロマグロに関する委員会指示の概要と委員会指示案を添付しております。6ページから8ページについては、キンメダイに関する概要と委員会指示案を添付しております。

以上で報告を終わります。

会長（山下）

ありがとうございました。

鈴木委員、この報告について、補足説明などがありましたらお願いします。

委員（鈴木）

補足と言うほどではありませんが、クロマグロの遊漁の件については、釣りを主体するいろんな団体からの参考人意見陳述がありまして、外国ではキャッチアンドリリースということで放せばいいんではないかと述べられました。広域調整委員会の委員、特に漁業関係者の方から一度漁獲したものを放流しても生き残り等が悪いのではないかと意見され、キャッチアンドリリースを認めると、資源の減少につながる可能性があるので反対であるという意見交換がなされました。私も広域調整委員会の委員の漁業者意見が妥当な見解であるという感想を持ちました。それから、キンメダイについても本県は今のところ関係がないことですが、キンメダイをTACの対象にして管理することに対しては千葉県、神奈川県等から反対する意見が多く出されました。それ以外については、私たちの

補足意見はありません。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

いいですか。

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第 15 回委員会を終了します。委員の皆様方、  
お疲れ様でした。

議長

委員

委員

